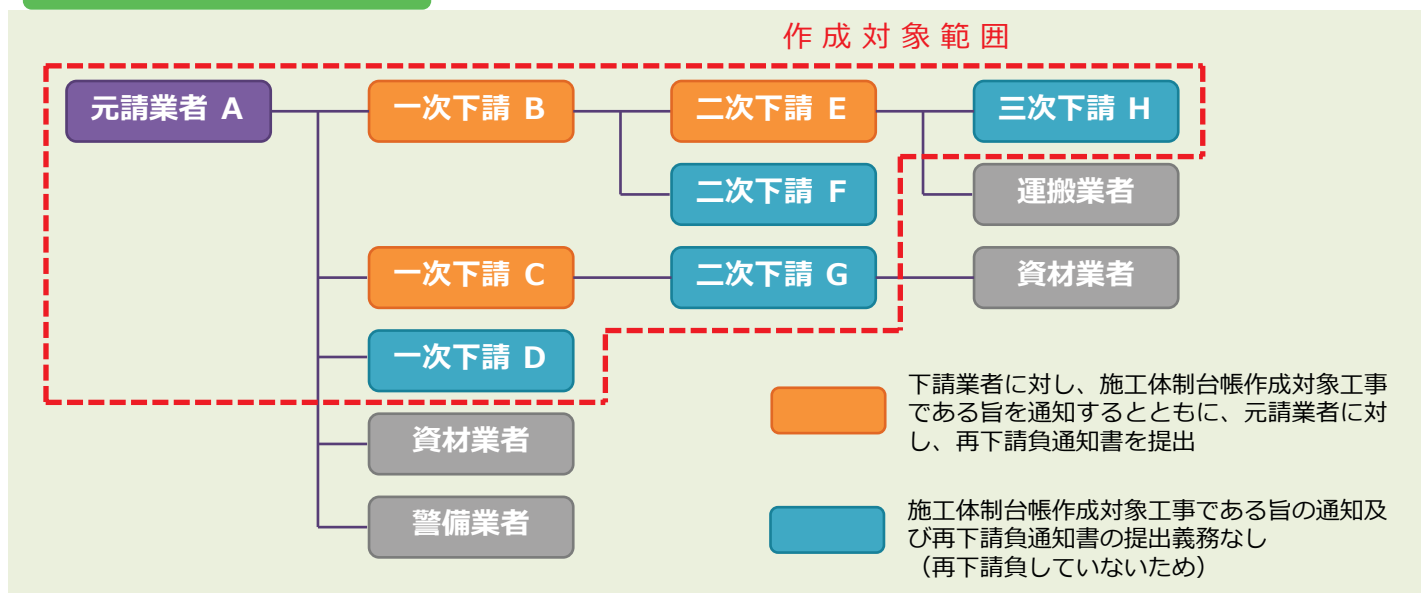


問 17 施工体制台帳記載の下請負人の範囲は

施工体制台帳等に記載すべき下請負人の範囲は、「建設工事の請負」契約における全ての下請負人（無許可業者を含む。）を指しますので、一次下請だけでなく二次下請、三次下請等も記載の対象になります。

施工体制台帳の作成範囲



※建設工事の請負契約に該当しない資材納入や調査業務、運搬業務などにかかる下請負人等については、建設業法上は記載の必要はありませんが、仕様書等により発注者が記載を求めているときには記載が必要となる場合があります。

施工体制台帳の構成

①元請業者と一次下請業者の記載事項と添付書類 + ②再下請負通知の記載事項と添付書類 = **施工体制台帳**

